

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		保育料の減免
根拠法令及び条項		新座市放課後児童保育室条例第11条 (保育料の減免) 第11条 市長は、特に必要と認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。
所管部課係名		こども未来部保育課放課後児童保育係
審査基準	審 査 基 準	新座市放課後児童保育室条例施行規則第11条 (保育料の減免) 第11条 条例第11条の規定による保育料の減額又は免除は、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合に、行うものとする。 (1) 地震、風水害等により著しい損害を被った場合であって、生計の維持が困難と認められるとき。 (2) 生計中心者又は家族が欠け、又は疾病にかかり、若しくは負傷した場合であって、生計の維持が困難と認められるとき。 (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）による臨時の休室等により保育の提供がなされない児童の保護者である場合
	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 次に該当する場合は、減免しない。 (1) 保育者の収入が減額となったとみなさない場合 これについては、次のような例が考えられる。 ア 父母が離婚し、保育者の所得のみとなったが養育費等が支払われ生活費に困窮することがない場合 イ 保育者が死亡し収入が減額となったが保険料、遺族年金等で生活費に困窮することがない場合 ウ 災害にあったが、保険料等の支払いで生活費に困窮することがない場合

	<p>基 準</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>	<p>(2) 前年度に非課税世帯の場合 前年度非課税世帯は既に保育料免除のため減免の対象外とする。</p> <p>(3) 生活保護世帯の場合 生活保護世帯は既に保育料免除のため減免の対象外とする。</p> <p>2 減額期間</p> <p>(1) 新座市放課後児童保育室条例施行規則第11条第1項第1号及び第2号については、地方税法の取扱いに準ずる。</p> <p>(2) 新座市放課後児童保育室条例施行規則第11条第1項第3号については、申請のあった日の属する年度の末日までの期間とする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(平成25年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>	総日数 1か月
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)